

# 一 記者発表資料 一

平成23年3月15日  
九州地方整備局  
水資源機構筑後川局

## 小石原川ダムと筑後川水系ダム群連携の「関係地方公共団体からなる検討の場（第1回）」の合同開催について

「小石原川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第1回）」と「筑後川水系ダム群連携事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第1回）」を下記の通り合同で開催致しますので、お知らせします。

### 記

○日 時： 平成23年3月18日(金)14:00～16:00

○場 所： 福岡県久留米総合庁舎 2階大会議室  
(久留米市合川町1642-1)

○議 事

- ・小石原川ダム建設事業等の点検について
- ・筑後川水系ダム群連携事業等の点検について
- ・複数の治水対策案の立案について

○傍 聴： 会議は傍聴できます。定員等は次のとおりです。

定員：20名程度(希望者が定員を超えた場合は抽選)

受付：13:10～13:40

※公共交通機関等のご利用をお願い致します。

※現在、新燃岳噴火に伴う対応及び東北地方太平洋沖地震への支援や余震等による津波に備え、防災体制に万全を期しているところです。

防災上必要な場合は、会議の延期、中断等もあることを申し添えておきます。

### 問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 河川部 河川計画課

課長 鈴木宏一郎(内線 3611)

建設専門官 橋口 幸生(内線 3619)

代表：092-471-6331

(独)水資源機構 筑後川局 企画調整課

課長 屋宮 輝彰(内線 321)

審議役 荒木 和幸(内線 206)

代表：0942-34-7001

## 「小石原川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」 規約

### (名称)

第1条 本会は、「小石原川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(以下「検討の場」という。)と称する。

### (目的)

第2条 検討の場は、検討主体(独立行政法人水資源機構及び国土交通省九州地方整備局)による小石原川ダム建設事業の検証に係る検討を進めるにあたり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進めることを目的とする。

### (検討の場)

第3条 検討の場は、別紙一で構成される。

- 2 必要に応じ、検討の場の構成は変更することができる。
- 3 検討主体は、検討の場を招集し議題の提案をするとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。
- 4 検討の場の構成員は、検討の場において検討主体が示した内容に対する見解を述べる。
- 5 必要に応じ、検討の場は「筑後川水系ダム群連携事業の関係地方公共団体からなる検討の場」と合同で開催することができる。

### (情報公開)

第4条 検討の場は、原則として公開する。

- 2 検討の場に提出した資料等については、会議終了後に公開するものとする。  
ただし、希少野生動植物種の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料等については、検討の場の構成員の過半数以上の了解を得て非公開とすることができる。

### (事務局)

第5条 検討の場の事務局は、独立行政法人水資源機構筑後川局及び国土交通省九州地方整備局に置く。

- 2 事務局は、検討の場の運営に関して必要な事務を処理する。

### (規約の改正)

第6条 この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議する。

### (その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、検討の場で協議する。

### (附則)

この規約は、平成22年12月22日から施行する。

## 別紙一 1

### 「小石原川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の構成

#### 【構成員】

福岡県知事

佐賀県知事

久留米市長

朝倉市長

筑前町長

東峰村長

大刀洗町長

#### 【検討主体】

(独)水資源機構理事長

九州地方整備局長

(注)構成員および検討主体については、代理出席を認めるものとする。

## 「筑後川水系ダム群連携事業の関係地方公共団体からなる検討の場」 規約

### (名称)

第1条 本会は、「筑後川水系ダム群連携事業の関係地方公共団体からなる検討の場」（以下「検討の場」という。）と称する。

### (目的)

第2条 検討の場は、検討主体（国土交通省九州地方整備局）による筑後川水系ダム群連携事業の検証に係る検討を進めるにあたり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進めることを目的とする。

### (検討の場)

第3条 検討の場は、別紙一で構成される。

- 2 必要に応じ、検討の場の構成は変更することができる。
- 3 検討主体は、検討の場を招集し議題の提案をするとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。
- 4 検討の場の構成員は、検討の場において検討主体が示した内容に対する見解を述べる。
- 5 必要に応じ、検討の場は「小石原川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」と合同で開催することができる。

### (情報公開)

第4条 検討の場は、原則として公開する。

- 2 検討の場に提出した資料等については、会議終了後に公開するものとする。  
ただし、希少野生動植物種の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料等については、検討の場の構成員の過半数以上の了解を得て非公開とすることができる。

### (事務局)

第5条 検討の場の事務局は、国土交通省九州地方整備局に置く。

- 2 事務局は、検討の場の運営に関して必要な事務を処理する。

### (規約の改正)

第6条 この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議する。

### (その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、検討の場で協議する。

### (附則)

この規約は、平成22年12月22日から施行する。

## **別紙－1**

「筑後川水系ダム群連携事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の構成

### **【構成員】**

福岡県知事

佐賀県知事

朝倉市長

### **【検討主体】**

九州地方整備局長

(注)構成員および検討主体については、代理出席を認めるものとする。

## 福岡県久留米総合庁舎へのアクセス



【住所】 久留米市合川町 1642-1

### 【アクセス】

**バス** 西鉄バス 総合庁舎前バス停より徒歩3分

**徒歩** 西鉄久留米駅より15分

※公共交通機関等のご利用をお願い致します。

## 報道機関の皆様へ 取材にあたってのお願い

「小石原川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第1回）」と「筑後川水系ダム群連携事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第1回）」（以下「会議」）を合同開催します。

会議は公開で行いますが、会議の進行を円滑に行うため、取材にあたっては、下記事項についてご協力いただきますようお願いします。

### 記

1. 受付名簿に所属名、氏名を記載のうえ、係員の指示に従って入場してください。取材に際しては、腕章等の着用をお願いします。
  - ・ 受付時間：平成23年3月18日（金）13：10～13：40
  - ・ 受付場所：福岡県久留米総合庁舎（2階大会議室入り口）
2. 会場内では、「報道関係者席」と表示された席にご着席ください。
3. 会議中のカメラ撮影は、当日指定する範囲内で行ってください。
4. 会場の都合により、会場内で電源をとることはできません。パソコン等を使用される場合は、バッテリー等をご持参願います。
5. 休憩時間を含め会議中、会議出席者へ直接取材することはご遠慮ください。
6. その他、取材にあたっては、係員の指示に従ってください。

# 傍聴を希望される皆様へ

## 傍聴にあたってのお願い

### 1 傍聴の手続き

- ① 「小石原川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第1回）」と「筑後川水系ダム群連携事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第1回）」（以下「会議」）の傍聴を希望される方は、13時10分から13時40分までに受付を行ってください。  
・受付場所：福岡県久留米総合庁舎（2階大会議室入り口）
- ② 希望者が定員を超えた場合には、抽選を実施しますので、13時40分までに受付前に必ずお集まりください。
- ③ 会場への入場等については、係員の指示に従ってください。
- ④ 会場内では「傍聴者席」と表示された席にご着席ください。

### 2 傍聴に関する留意事項

傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- ① 会議中は、静粛に傍聴してください。  
発言、プラカード、拍手その他の方法により、自らの意見等を表明することはできません。
- ② 会場内で飲食はご遠慮ください。
- ③ 会場内の写真の撮影、録画、録音等はできません。
- ④ その他会場の秩序を乱したり、議事を妨害したりする行為はできません。

### 3 その他

- ① 傍聴される方は、前述の留意事項のほか、進行担当及び係員の指示に従ってください。
- ② 以上のことをお守りいただけない場合は、退場をお願いすることがあります。